

第3期スポーツ基本計画と現場視察・ヒアリング先（事例）との対応表（令和5年9月時点）

| 政策目標 | 今後の施策目標 | 具体的施策 | 現場視察・ヒアリング先（事例） | |
|--|--|---|--|------------|
| | | | | 主なターゲット |
| <p>(1) 多様な主体におけるスポーツの機会創出</p> <p>国民のスポーツ実施率を向上させ、日々の生活の中で一人一人がスポーツの価値を享受できる社会を構築する。</p> | <p>① 広く国民一般に向けたスポーツを実施する機会の創出</p> <p>✓ 東京大会で高まったスポーツ実施の機運も生かしつつ、競技に勝つことだけでなく「楽しさ」や「喜び」もスポーツの大切な要素であるという認識の拡大を図るとともに、スポーツの実施に関し、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず広く一般に向けた普及啓発や環境整備を行うことにより、成人の週1回以上のスポーツ実施率が70%（障害者は40%）になること、成人の年1回以上のスポーツ実施率が100%に近づくこと（障害者は70%程度になること）を目指す。</p> <p>✓ 1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上実施し、1年以上継続している運動習慣者の割合の増加を目指す。</p> | <p>ア 国は、Sport in Lifeコンソーシアムを情報や資源のプラットフォームとすることを通じ、国や地方公共団体、スポーツ団体、民間事業者、保険者等の関係機関・団体等の連携と、一体感をもった国民のスポーツ実施促進に係る取組を推進する。</p> | 一般社団法人parkrun Japan | 全世代 |
| | | <p>イ 地方公共団体は、スポーツ主管課と教育・福祉主管課等で連携し、地域のスポーツ団体やスポーツ施設、総合型クラブ等及び、医療機関・福祉施設等の関係者の連携体制を構築して住民のスポーツ実施を促進する。</p> | 東京都柏江市 NPO法人スポネット弘前（総合型地域スポーツクラブ） 電設工業健康保険組合 | 全世代 |
| | | <p>ウ 国は、「楽しさ」や「喜び」といったスポーツの価値を認識する人を増やすことを目指すとともに、関係省庁と連携して、厚生労働省の「健康づくりのための身体活動基準・身体活動指針」の周知等、健康・体力の保持増進に資するスポーツの普及啓発を行う。</p> | | |
| | | <p>エ 国、地方公共団体は、J I S Sや地域のスポーツ医・科学センター等を活用し、アスリートだけでなく、地域住民の健康状態に応じた安全かつ効果的な運動・スポーツプログラムについても情報提供する仕組みづくりを促進する。</p> | 横浜市スポーツ医科学センター | 働く世代・子育て世代 |
| | | <p>オ 国は、性別、年齢、障害の有無等に関係なく、多様な主体がスポーツを楽しむために、アーバンスポーツ等の新しいスポーツへの参画や誰もがひたすら参加できるスポーツの導入、日常生活の中で気軽にできる運動やスポーツ・レクリエーションの実施、状況や環境の変化に応じた柔軟な実施方法やルールの変更・工夫など、スポーツに関わる人がそれぞれの状況・事情等にあわせて最も適切な手法・態様を取り入れてスポーツを「つくる／はくむ」ことができるように、必要な啓発活動や支援を行う。</p> | 一般社団法人parkrun Japan 公益財団法人日本サッカー協会 | 全世代 |
| | <p>② 学校や地域における子供・若者のスポーツ機会の充実と体力の向上</p> <p>a. 運動部活動改革の推進と地域における子供・若者のスポーツ機会の充実</p> <p>✓ 中学生等の青少年にとってふさわしいスポーツ環境の実現を目指し、まずは休日の部活動の運営主体の学校から地域への移行の着実な実施とともに、地域において子供のニーズに応じた多種多様なスポーツを安全・安心に実施できる環境を新たに構築するため、「運動部活動の地域移行に関する検討会議」で提言された改革の方向性・方策に基づき、運動部活動改革を着実に推進する。</p> | <p>イ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、総合型クラブやスポーツ少年団、競技団体、地域スポーツクラブ等の地域における子供のスポーツ実施の場を担う関係団体において、運動・スポーツ指導者の資質向上や相互派遣、活動の場の調整等について連携・協力を促進する。また、幼児期や運動を得意としない子供、障害のある子供等を含めた多様な子供が参加しやすい環境を整備し、地域における子供のスポーツ実施を促進する。</p> | NPO法人スポネット弘前（総合型地域スポーツクラブ） | 子供 |
| | <p>② 学校や地域における子供・若者のスポーツ機会の充実と体力の向上</p> <p>b. 子供・若者の日常的な運動習慣の確立と体力の向上</p> <p>✓ 体育・保健体育の授業等を通じて、運動好きな子供や日常から運動に親しむ子供を増加させ、生涯にわたって運動やスポーツを継続し、心身共に健康で幸福な生活を営むことができる資質や能力（いわゆる「フィジカルレタシー」）の育成を図る。</p> <p>その結果として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1週間の総運動時間（体育授業を除く。）が60分未満の児童の割合を12%（令和3年度）から半減、生徒の割合を13%（令和3年度）から半減、 ・卒業後も運動やスポーツをしたいと「思う」「やと思う」児童の割合を86%（令和3年度）から90%以上に、生徒の割合を82%（令和3年度）から90%以上に増加、 ・新体カテストの総合評価がC以上である児童の割合を68%（令和3年度）から80%以上に、生徒の割合を75%（令和3年度）から85%以上に増加を目指す。 | <p>カ 国は、地方公共団体や民間事業者等に対し、障害の有無や性別等にかかわらず幼児期からの運動習慣を形成するため、保護者・保育者等に対し、幼児期における運動の重要性や安全にスポーツを実施できる施設等に関する情報発信を行えるよう支援するとともに、幼児期運動指針やアクティブ・チャイルド・プログラムの活用等を通じた運動遊びの機会の充実を促進する。</p> | 静岡県三島市 | 子供 |
| | <p>③ 女性、障害者、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上</p> <p>✓ 女性のニーズや健康課題の解決が見込まれるスポーツについて普及啓発を行うとともに、環境整備を促進し、女性のスポーツ実施率の向上を目指す。</p> <p>✓ 障害者スポーツの実施環境を整備するとともに、一般社会に対する障害者スポーツの理解啓発に取り組むことにより、学校体育等以外について、障害者の週1回以上のスポーツ実施率を40%程度（若年層は50%程度）、障害者の年1回以上のスポーツ実施率を70%程度（若年層は80%程度）とすることを旨とする。</p> <p>✓ 隙間時間等に気軽にスポーツに取り組める環境づくりの推進や、従業員の健康づくりにスポーツを活用する民間事業者に対する支援等により、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率向上を目指す。</p> | <p>ア 国は、地方公共団体や民間事業者等に対し、女性がスポーツを実施する意欲を向上させるための取組や女性のスポーツと健康との関係、女性がスポーツしやすい環境の整備について、地域のスポーツクラブや研究機関、医療機関等の関係団体間で情報を共有、連携して普及啓発や環境整備等を行えるよう支援する。</p> | 東京都足立区 株式会社カーブスジャパン コナミスポーツ株式会社 | 女性 |
| | | <p>イ 国、地方公共団体は、障害者が身近な場所でスポーツを実施できるよう、全国障害者スポーツ大会（都道府県等で行う予選会を含む。）の活用や、総合型クラブとの連携も図りながら、引き続き、地域の課題に応じたスポーツ実施環境の整備に取り組む。また、障害者スポーツ用具の整備・利用促進にも取り組む。</p> | ※地方公共団体を予定 | 障害者 |
| | | <p>ウ 国は、特に、依然として多くの割合を占める非実施の障害者に対するスポーツの魅力の発信や、民間事業者や地域におけるスポーツ実施機会の創出等により、非実施層の減少を図る。</p> | 株式会社アイエイアイ（IAI） | 障害者 |
| <p>エ 国は、（公財）日本スポーツ施設協会や地方公共団体等の関係者と十分に連携して、性別、年齢、能力等に関係なく、地域において誰もがスポーツ施設でスポーツを行いやすくなるため、ハード面の整備だけでなくソフト面での知恵と工夫による積極的な対応も含めた施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化等について、東京大会を契機に整備された施設の取組を含む先進事例の情報提供等により推進する。</p> | | | | |
| <p>オ 国は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨について周知し、合理的配慮の取組事例の収集及び関係者に対する共有を進めるとともに、車いす競技の体育館利用における誤解の解消等により施設の利用を促進する。</p> | | | | |
| <p>カ 国は、働く世代・子育て世代に対して、通勤時間や休憩時間等を活用して、今までよりもプラス10分の運動習慣づくりを促す。</p> | 東京都足立区 | 働く世代・子育て世代 | | |
| <p>キ 国は、「スポーツエールカンパニー」認定制度の認知度向上と、認定企業の拡大を図る。また、関係省庁と連携して民間事業者に対する普及啓発活動を行い、民間事業者の「健康経営」におけるスポーツの活用を促進する。その際には、厚生労働省の「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（T H P 指針）」と連携・協力を図り、従業員の健康保持増進活動におけるスポーツの活用を促進する。</p> | 神戸商工会議所 株式会社アシックス 株式会社NISHI SATO | 働く世代・子育て世代 | | |

| 政策目標 | 今後の施策目標 | 具体的施策 | 現場視察・ヒアリング先（事例） | |
|--|---|---|------------------------------|----------------|
| | | | 主なターゲット | |
| <p>（５）スポーツによる健康増進</p> <p>地域住民の多様な健康状態やニーズに応じて、関係省庁で連携しつつ、スポーツを通じた健康増進により健康長寿社会の実現を目指す。また、厚生労働省の策定する「健康日本21」に掲げる健康寿命の延伸に、スポーツ実施率の向上を通じて貢献する。</p> | <p>① 健康増進に資するスポーツに関する研究の充実・調査研究成果の利用促進</p> <p>✓ スポーツと健康の関係やスポーツ実施促進の効果的な方法等についての科学的知見を蓄積し、蓄積された科学的知見の普及・活用を通じてスポーツを通じた健康増進を図る。</p> <p>✓ 1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上実施し、1年以上継続している運動習慣者の割合の増加を目指す。（再掲）</p> | <p>ア 国は、地方公共団体等に対し、各地域の実態（住民の特性・施設の整備状況等）に応じた効果的なスポーツ実施促進施策について調査・検討を行えるよう支援する。</p> | 東京都狛江市 | 高齢者 |
| | | <p>イ 国は、関係省庁や研究機関と連携して、心身の健康に資するスポーツや、スポーツ実施率の向上政策、スポーツを通じた社会課題解決推進のための政策に資する研究を支援し、これらの科学的根拠をまとめる体制を構築するとともに、地方公共団体やスポーツ関係団体に対し、まとめた科学的根拠を分かりやすい情報にし、普及啓発する。</p> | 公益財団法人日本ゴルフ協会 | 高齢者 (全世代) |
| | | <p>ウ 国は、地方公共団体やスポーツ関係団体、民間事業者、経済団体等に対し、科学的根拠に基づき、スポーツによる健康づくり、コンディショニングの方法、栄養・休養の取り方や厚生労働省の「健康づくりのための身体活動基準・身体活動指針」等の健康に資するスポーツに関する情報を分かりやすく発信する。</p> | | |
| | <p>② 医療・介護、民間事業者・保険者との連携を含む、スポーツによる健康増進の促進</p> <p>✓ 地域において科学的根拠に基づいた安全かつ効果的なスポーツの習慣化を促進することで、住民の健康増進を図る。</p> <p>✓ 教育・福祉関係部局・地方行政との連携や医療・介護とスポーツの連携を促進し、医療・介護の場からスポーツの場へ誘導する仕組みを構築する。</p> <p>✓ 従業員の健康づくりのためにスポーツの実施に積極的に取り組む民間事業者の増加により、働く世代・子育て世代のスポーツを通じた健康増進を図る。</p> | <p>ア 国は、地方公共団体、学校、地域のスポーツクラブ、医療関係団体、民間事業者等に対し、これまで運動が禁忌とされていた患者でもスポーツの実施により予後が良好になると認められる場合が増えてきたことも踏まえ、スポーツによる幅広い健康増進効果やスポーツ実施促進の効果的な取組方法等についての情報を共有し、普及啓発活動を行えるよう、支援する。</p> | 鳥取県湯梨浜町 東京都狛江市 ルネサンス蒔田 | 高齢者 |
| | | <p>イ 国は、科学的根拠に基づき、健康づくりに資するスポーツに関する情報の周知や、地域住民の健康状態に応じた安全かつ効果的な運動・スポーツプログラムの提供を支援する。</p> | 鳥取県湯梨浜町 東京都狛江市 ルネサンス蒔田 | 高齢者 |
| | | <p>ウ 国は、地方公共団体や民間事業者が行った健康増進に資する取組をまとめ、好事例の横展開を図るとともに、地方公共団体や民間事業者が施策の助言を受けられる機会を提供する。</p> | 鳥取県湯梨浜町 東京都狛江市 ルネサンス蒔田 | 高齢者 |
| | | <p>エ 国は、（公社）日本医師会の協力を得て、医師が作成する運動処方箋の情報に基づき、地域の運動・スポーツ教室、スポーツクラブ等において適切なプログラムが提供され、安全かつ効果的に楽しく運動・スポーツを実践できる環境の整備を支援する。また、医師が安心して高齢者に運動・スポーツを推奨できるよう、運動・スポーツ施設の特徴等の見える化を促進する。</p> | 東京都狛江市 | 高齢者 |
| | | <p>オ 国は、地方公共団体が行う介護とスポーツの連携を促進する事例の創出を支援するとともに、運動処方箋の情報から安全かつ効果的に楽しく運動・スポーツを実践するためのプログラム作成ができる指導者等の専門家の養成を支援する。</p> | | |
| | | <p>カ 民間事業者は、職域健診の結果に基づく事後措置や特定保健指導等において、医師、保健師等から従業員やその家族に対し、スポーツの実施を通じた健康保持増進について必要な指導を行う。国は、民間事業者や保険者等と連携し、従業員に自らの体力の現状を把握させ、スポーツ実施を通じた健康保持増進の必要性に関する気づきを与えられるよう、健康診断の際に体力テストを併せて行う等の取組を検討する。</p> | 電設工業健康保険組合 神戸商工会議所 | 働く世代・ 子育て世代 |
| | | <p>キ 国は、地方公共団体に対して、スポーツを通じて地域住民の健康増進を推進するため、「スポーツ健康都市宣言」やそれに類する宣言を行うよう働きかける。</p> | 静岡県三島市 | 全世代 |
| <p>（８）スポーツを通じた共生社会の実現</p> <p>誰もが「する」「みる」「ささえる」スポーツの価値を享受し、様々な立場・状況の人とともに「スポーツを楽しむ」環境の構築を通じ、スポーツを軸とした共生社会を実現する。</p> | <p>① 障害者スポーツの推進</p> <p>✓ 障害者がスポーツを通じて社会参画することができるよう、障害者スポーツの実施環境を整備するとともに、スポーツを実施していない非実施層に対する関心を高めることや障害者スポーツの体験等による一般社会に対する障害者スポーツの理解啓発に取り組むことにより、人々の意識が変わり、共生社会が実現されることを目指す。</p> <p>このため、学校体育等以外について、障害者の週1回以上のスポーツ実施率を40%程度（若年層は50%程度）、障害者の年1回以上のスポーツ実施率を70%程度（若年層は80%程度）、障害者スポーツを体験したことのある者の割合を20%程度とすることを旨とする。</p> | <p>ア 国は、J P S A が行っている障がい者スポーツ指導員養成研修等に対する支援等により、障害者スポーツに係る指導者やその他障害者スポーツ関連スタッフの数を増加させる。また、様々な場における障害者に対するフォロー等が行えるよう、障害者を含む一般競技団体の指導者、スポーツ推進委員、現役の教師等に対する障害者スポーツ指導員資格の取得を促す。</p> | | |
| | | <p>イ 国は、障害者スポーツに係る情報発信の充実、ボランティア参加の促進等を通じ、一般社会における障害者スポーツの理解促進を図るとともに、障害者スポーツを体験する機会の創出を図る。</p> | 横浜障害者スポーツ文化センター横浜 ラポール | 障害者 |
| | | <p>ウ 国は、障害のある人とない人が一緒にスポーツを行えるよう、パラリンピック教育の事例の収集や情報提供を行うとともに、地域スポーツ環境の基盤強化や一般のスポーツ施策と障害者スポーツ施策の連携を推進する。</p> | 公益財団法人日本サッカー協会 | 障害者 |
| | | <p>エ 国は、一般のスポーツ推進と障害者スポーツの推進をあいまって行う観点から、地方公共団体、障害者スポーツ協会及び障害者スポーツ競技団体において、一般のスポーツ推進体制との連携等による障害者スポーツの推進体制の整備等を図る。</p> | ※地方公共団体を予定 | 障害者 |
| | <p>オ 国は、障害者スポーツ競技団体等がこれまで培ってきた指導のノウハウの普及に向けて取りまとめることを促進する。</p> | | | |
| <p>② スポーツを通じた女性の活躍促進</p> <p>✓ 女性のニーズや健康課題の解決が見込まれるスポーツ実施について、個人や関係団体への普及啓発を行うとともに、女性がスポーツをしやすい環境整備等を促進し、女性のスポーツ実施率を向上させる。〔後略〕</p> | <p>※本項にも位置付けられる既出施策：（１）「③ 女性、障害者、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上」ア（再掲）</p> <p>ア 国は、地方公共団体や民間事業者等に対し、女性がスポーツを実施する意欲を向上させるための取組や女性のスポーツと健康との関係、女性がスポーツをしやすい環境の整備について、地域のスポーツクラブや研究機関、医療機関等の関係団体間で情報を共有、連携して普及啓発や環境整備等を行えるよう支援する。</p> | 株式会社カーブスジャパン コナミスポーツ株式会社 | 女性 | |

※赤字：実施済み、紫字：今後実施予定

【参考】第3期スポーツ基本計画における上記以外のその他政策目標

- （２）スポーツ界におけるDXの推進、（３）国際競技力の向上、（４）スポーツの国際交流・協力、（５）スポーツの成長産業化、（６）スポーツによる地方創生、まちづくり、（７）スポーツによるガバナンス改革・経営力強化、（８）スポーツ推進のためのハード、ソフト、人材、（９）スポーツを実施する者の安全・安心の確保、（１０）スポーツ・インテグリティの確保